



正解発表！

何問正解できましたか？

Q1. 地震や津波による損害は、火災共済で保障されますか？

A1. 残念ながら火災共済では保障されません。

地震や津波に備えるには「自然災害共済」が必要です。

Q2. 地震によって発生した火災は、自然災害共済で保障されますか？

A2. 「自然災害共済」では補償されません。

一方、「火災共済」では地震による火災は保障されません。

Q3. 地震によって家財の一部が損傷した場合は、自然災害共済で保障されますか？

A3. 家財を収容する住宅が損壊し、保障の対象である家財の損害額が 100 万円を超える場合に共済金をお支払します。

例えば、食器のみが何枚か破損した場合には、通常は共済金のお支払い対象にはなりません。

Q4. 既に地震による損壊が起こっている建物について、余震で被害が出た場合はどうなりますか？

A4. 72 時間以内に発生した複数の地震、または一連の地殻変動により生じた複数の地震による損害は、1 つの地震による損害と見なします。

したがって、すでに起こっている地震損害と余震の損害を 1 つの地震による損害として、最終的に「全壊」「半壊」「一部壊」の認定をします。

Q5. 地震により地盤が崩壊したために建物が損壊した場合、自然災害共済で保障されますか？

A5. 地震により地盤が崩壊した結果、建物に損害が生じ、その建物が全壊、半壊または一部壊と認定されたときは、共済金をお支払いします。

Q6. 建物に損害がなく、ブロック塀が倒壊した場合も、自然災害共済で保障されますか？

A6. 門や塀が保障の対象に含まれている場合でも、自然災害共済の損害認定は、これらが付属する建物の損害認定によることとなっているため、建物に損害が認められない場合は、共済金のお支払い対象となりません。

自然災害共済の大型タイプにご加入の場合であれば、門や塀などに損害が生じ、その損害額が20万円を超える場合に「付属建物等特別共済金」をお支払いしますので、大型タイプがおすすめです。

Q7. 地震による窓ガラスのみの損害も保障されますか？

A7. 窓ガラスのみの損害は、通常お支払いの対象となりません。

自然災害共済では、保障の対象である建物の損害額が100万円を超える場合に共済金をお支払いします。

Q8. 自然災害共済に加入していれば、地震による損害はすべて保障されますか？

A8. 自然災害共済では、実際の損害額ではなく、保障の対象に生じた損害の程度(全壊・半壊・一部壊)に応じて、支払割合(1口いくら)を決定し定額でお支払します。
したがって、損害が「一部壊」に満たない場合には、共済金のお支払い対象とはなりませんが、
以下の場合※には「地震等特別共済金」をお支払いします。

※加入口数が20口以上で建物の損害額が20万円を超え100万円以下の場合
1世帯あたり大型タイプは4万5千円、標準タイプは3万円をお支払いします。

地震による被災から生活再建をするには
「自然災害共済」が必要です。
自然災害共済にはいつでもご加入いただけます。
もしも・・・が起こるその前に今すぐご検討ください！

